

大学入試のあり方に関する検討会議（令和3年7月8日提言）（抄）

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

5. 総合的な英語力評価の推進策

(2) 地理的・経済的事情への配慮

- 英語資格・検定試験の活用を大学入学共通テストの枠組みで実施しないことにより、地理的・経済的事情への配慮の問題は相当程度解消されるが、個別試験における資格・検定試験の活用については、例えば、検定料の減免やアクセスしやすい会場の設定等を含め、文部科学省には、関係機関・団体と連携・協力し、必要な措置を講じることが求められる。
- 英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的公平性（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる。
- また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免、オンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。このことについては、第4章でも述べることとする。

(3) 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置

- 以上のような配慮を充実させるためには、資格・検定試験実施団体をはじめ、多岐にわたる関係者が連携・協力する必要がある。このため、文部科学省のイニシアティブにより、資格・検定試験実施団体と高大関係者等による恒常的な協議体を設け、例えば、低所得層への検定料の減免、オンライン受検システムの整備や高校会場の拡充、障害のある受験者への合理的配慮の推進、成績提供の利便性の向上、問題集の出版などを含む試験実施団体内部での利益相反等に関する問題への対応のあり方、各試験の質や水準等に関する第三者評価のあり方や調査研究の実施といったテーマについて議論することが有益であると考えられる。